

社会福祉法人めぐみ厚生センター

## 役員等の報酬及び旅費支給規程

(報酬の支給)

第1条 評議員、監事、理事等が評議員会、理事会等に参加した場合は、各所要時間等を考慮し、下記の報酬を支給する。なお、下記の報酬額は、所得税法の規定に基づき所定の源泉徴収額を控除した後の金額とする。

評議員会：通常 18：00～21：00（3時間）

時給 3,000 円×3時間=9,000 円

理事会：通常 18：00～21：00（3時間）

時給 3,000 円×3時間=9,000 円

監事監査：通常 10：00～16：00（6時間）

時給 3,000 円×6時間=18,000 円

評議員選任・解任委員会：時給 3,000 円×実際の参加時間

佐賀県・市指導監査立会：時給 3,000 円×実際の立会時間

各種研修会・説明会参加：時給 3,000 円×実際の参加時間

2 法人職員を兼務している役員等に対しても、報酬を支給する。

(旅費の支給)

第2条 評議員、監事、理事等については、職務の執行にあたり費用弁償として下記の旅費を支給する。

片道 2 km以内 3,000 円

5 km以内 5,000 円

10 km以内 8,000 円

10 km以上 10,000 円

2 会計監査人については、別途見積書提出により、諸経費として契約書に定める。

3 県外等へ出向く場合の旅費については、各事業所旅費規程を参考に理事長が定める。

(支給の方法)

第3条 報酬及び旅費の支給方法は、評議員会、理事会等に出席の都度、現金で支給する。

(公表)

第4条 この規程をもって、社会福祉法第59条の2第1項第2号に定める報酬等の支給の基準として公表する。

(改廃)

第5条 この規程の改廃は、評議員会の決議によって行う。

(その他)

第6条 この規程に該当しない場合は、理事会にて検討し、支給するものとする。

附則 この規程は、2017（平成29）年 4月 1日より施行する。  
2018（平成30）年 1月 1日 一部改正  
2018（平成30）年12月18日 一部改正